

# 特定非営利活動法人 恵那シルクの会 定款

## 第一章 総則

### （名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 恵那シルクの会と称する。  
以下「本会」という。

### （事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県恵那市大井町1008番地1恵那蚕糸会館内に置く。

## 第二章 目的及び事業

### （目的）

第3条 本会は、養蚕業の維持活動を進める一方、蚕糸関連施設の維持管理を図り、資材並びに資料の保存と展示に努め、広く社会に歴史ある蚕糸業の業績を紹介してゆくとともに、生糸を原料とする手機織り、組み紐、草木染め等の、伝統文化の伝承を図ることを目的とする。

### （特定非営利活動の種類）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- （2）社会教育の推進を図る活動。
- （3）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- （4）環境の保全を図る活動。
- （5）子どもの健全育成を図る活動。

### （事業の種類）

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- （1）養蚕業の維持促進業務と、関係する資材飼料の斡旋事業。
- （2）蚕糸関連施設の保全管理と、恵那蚕糸会館の維持管理。
- （3）蚕、天蚕飼育の飼育指導と、体験学習の実践。

- (4) まゆクラフト、手機織り、組み紐、草木染め等の伝承活動。
- (5) 「東美濃シルクの里工房」の事業への協力。

### 第三章 会員

#### (種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）の社員とする。

- (1) 正会員は、養蚕を営む者と、過去に蚕糸業務に携わった関係者並びに、手機織りを行っている個人、またはこの法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体とする。

#### (入会)

第7条 本会に正会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は第1項の入会を認めないときは、速やかに本人に書面をもって、その旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(脱会)

第10条 会員は、別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上8名以下とする。

(2) 監事1名以上3名以下とする。

2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員は法第20条各号に該当せず、その構成は法第21条に適合しなければならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正な行為又は法令若しくは定款に、違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 本会の役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定に係わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事の中で定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当すると認められたときは、その任期中であっても、総会の議決により解任できる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(職 員)

第20条 本会に事務局長その他の職員をおくことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

## 第五章 総 会

(種 別)

第21条 本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会には、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算。
- (2) 事業報告及び収支決算。
- (3) 役員の選任及び解任、職務、報酬。
- (4) 定款及び施行規則の変更。
- (5) 本会の解散又は合併。
- (6) 理事会より付議された事項。
- (7) 入会金及び会費の額。
- (8) 借入金の額及び償還方法。
- (9) その他組織、運営に関する重要な事項。

(開 催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の1に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事より第15条第4項第4号による招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面で5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、総会を招集したときに通知した事項によって議決しなければならない。

2 総会の議決はこの定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)。

- (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第六章 理事会

### (構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

### (開 催)

第33条 理事会は次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から請求があったとき。

### (招 集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項及び第3項の規定による請求があったときはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって5日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 本会の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 運営組織

(部会活動等)

第39条 本会は事業の円滑運営を図るため、各部会の運営組織をもって活動を行うことができる。

- 2 各部会の運営組織は、次の4つとする
- (1) 現養蚕農家を中心とした恵那蚕糸の会
- (2) 元養蚕農家を中心とした東美濃蚕糸の会

- (3) 手機織り、組み紐、草木染めを伝承する恵那手織りの会
  - (4) 元蚕糸業務に携わった東濃蚕友会
- 3 各部会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

## 第八章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

### (資産の管理)

第41条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

### (経費の支弁)

第42条 本会の経費は資産をもって支弁する。

### (会計の原則)

第43条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は、更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議。

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能。

- (3) 正会員の欠亡。
  - (4) 合併。
  - (5) 破産手続き開始の決定。
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において出席正会員数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、東濃新報に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 本会の定款は本会成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 古田 一夫

副理事長 大塩 久雄

理事 山村 茂男

理事 足立 彰

理事 可知 清

理事 成瀬 允道

理事 磯村てる代

監事 安保 實則

監事 後藤 重代

3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、18年3月31日までとする。

6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金は1人当5,000円とする。

年会費は1人当5,000円とする。

7 岐阜県蚕糸協会への代表者は、会員の中から1名を選出する。